

天理事務所公告第3号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

令和8年7月30日

奈良県広域水道企業団

企業長 山下 真

第1 競争入札に付する事項等

- (1) 工事番号 03-R8GH4-005
- (2) 工 事 名 ϕ 600mm配水管改良工事(41-91工区)
- (3) 工事場所 天理市園原町・乙木町地内
- (4) 工事概要 仮設管布設工

ϕ 400～75(リース) L=299.2m

DIP-K ϕ 400～75 L=29.0m

本設管布設工

ϕ 600 DIP-NS L=247.8m

ϕ 450 DIP-NS L=15.1m

ϕ 400 DIP-GX L=6.7m

既設管撤去工

ϕ 600～400 L=268.5m

付帯工 一式

- (5) 工 期 令和9年3月12日まで

- (6) 入札方法 電子入札（事後審査）

- (7) 予定価格 246,928,000 円

（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

- (8) 最低制限基本価格

205,438,000 円

（消費税及び地方消費税に相当する額を含まない。）

(9) 変動型最低制限価格

最低制限価格は事後公表（事後決定）とし、最低制限基本価格に変動係数を乗じて得た額とする。変動係数は、開札日の入札書開封前に電子くじにより決定する。

第2 競争入札参加資格

(1) 奈良県広域水道企業団（以下「企業団」という。）天理事務所に対して競争入札参加資格申請書を提出し、土木一式工事の登録を受けた建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであり、かつ、当該営業所が企業団に対する入札参加資格を有するものに限る。）を有するもの）2者で構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次の(2)から(5)に掲げる条件を全て満たす者であること。

(2) 共同企業体を構成する建設業者（以下「共同企業体構成員」という。）の出資比率は、30%以上であること。ただし、共同企業体の代表者については、同比率が最大であること。

(3) 共同企業体構成員の全てが、次の条件を全て満たしていること。

① 建設業法第15条の規定による建設業の許可を、土木工事業（特定建設業に限る。）及び水道施設工事業について受けている者であること。

② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7箇月前までの直近のもの）における土木一式工事の総合評定値を有する者であること。

③ 共同企業体構成員のうち代表者にあつては、企業団天理事務所が令和8年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表（令和8年度）において土木一式工事の格付がA1等級に位置づけされている者であること。

代表者以外の構成員にあつては、企業団天理事務所が令和8年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表（令和8年度）において土木一式工事の格付がA1又はA等級に位置づけされている者であること。

④ 本入札の開札日及び本競争入札参加資格の確認時点までの間において、企業団または天理市から入札参加停止措置を受けていない者であること。

- ⑤ 企業団に対して不誠実な行為のない者であること。
- (4) 代表者及びその他の構成員は、それぞれ次の条件を満たす技術者を、この工事を行う期間中、専任で配置できること。ただし、監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、共同企業体の代表者において監理技術者を配置すること。
 - ① 建設業法第26条の規定に基づく土木一式工事に対応する監理技術者又は主任技術者である者。
 - ② 入札の申し込みのあった日以前に3箇月以上の雇用関係にある者。
 - ③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、土木工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」、又は監理技術者講習修了履歴の記載がある「監理技術者資格者証」の交付を受けている者。
- (5) 共同企業体構成員は、この工事について2以上の共同企業体の構成員として入札に参加していないこと。

第3 入札担当部課

〒632-8558

天理市川原城町600番地10

奈良県広域水道企業団 天理事務所 業務課 業務係

電話番号 0743-63-1001 内線838

E-mail tenri-gyomu-agrt@union.nara-water.lg.jp

第4 仕様書の公開及び仕様書に対する質問

(1) 仕様書の公開

- ① 公開期間 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 公開方法 奈良県広域水道企業団ホームページへ掲載
閲覧用パスワードは、企業団天理事務所電子入札システム利用者登録時のメールアドレスへ通知する。

(2) 仕様書に対する質問書の提出等

質問がある場合のみ提出すること。

- ① 提出期限日 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 提出先 第3に同じ。

- ③ 提出方法 E-mail による。
- ④ 回答日 別表（入札日程）のとおりとする。
- ⑤ 回答方法 奈良県広域水道企業団ホームページへ掲載
閲覧用パスワードは、企業団天理事務所電子入札システム利用者登録時のメールアドレスへ通知する。

第5 入札方法等

入札書は、別表（入札日程）の入札書等の電子入札システム受付期間に工事費内訳書を添付の上、電子入札システムにより記録すること。

入札可能な I C カードは、共同企業体の代表者の I C カードとする。ただし、紙入札参加届出書の提出により届出が受理された場合は、入札書及び工事費内訳書を書面で提出することができる。

電子入札システムによる入札書提出に当たり、代表者以外の構成員の I C カードにより提出した入札は、無効とする。共同企業体としての入札である旨の設定を行わずに提出した入札は、無効とする。

第6 開札

- ① 日時 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 場所 天理市川原城町600番地10
奈良県広域水道企業団 天理事務所 1階会議室

第7 落札者の決定等

（1）落札候補者の決定

- ① 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者（以下「落札候補者」という。）に対し、本競争入札参加資格について事後審査を行い、落札者を決定する。落札候補者が2者以上ある場合は、電子くじにより決定するとともに、その順位を決定する。
- ② 落札候補者に対し、落札候補者決定の通知を電子入札システムにより行うものとする。この場合において、正当な理由なく事後審査に係る書類の提出がないときは、入札参加停止措置を執る場合がある。

（2）事後審査書類の提出

① 提出期限日 別表（入札日程）のとおりとする。

② 提出先 第3に同じ。

③ 提出方法 持参による。

④ 提出書類

ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）

イ 特定建設工事共同企業体協定書

ウ 建設業許可通知書の写し ※

エ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し ※

オ 配置予定技術者の資格（様式2） ※

カ 配置予定技術者の資格者証の写し ※

（監理技術者を置くことが必要な工事にあっては、監理技術者証及び
監理技術者講習修了証、又は監理技術者講習修了履歴の記載がある
監理技術者証の写し）

キ 配置予定技術者と3箇月以上の雇用関係にあることが確認できる書
類の写し ※

※については、それぞれ構成員ごとに提出すること。

（3） 落札者の決定

① 落札候補者から提出された事後審査に係る書類により本競争入札参加
資格の確認を行い、落札者を決定する。

② 落札者決定後、当該電子入札参加者全員に落札者決定の通知を電子入
札システムにより行うものとする。

③ 入札結果については、天理事務所業務課窓口で公表する。

第8 契約等

（1） 契約書の作成

落札者は奈良県広域水道企業団契約規程第17条の規定に基づき落札決
定後遅滞なく契約を締結するものとする。

（2） 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 奈良県広域水道企業団契約規程第19条に定めるとおり

とする。

(3) 契約の不締結

- ① 落札者決定後、契約締結までの間に、落札者が企業団または天理市から入札参加停止措置を受けた場合は、契約を締結しない。
- ② 契約締結の際に、落札者が有効な経営事項審査結果を有していることが確認できない場合は、契約を締結しない。

(4) 暴力団排除に係る契約の解除

契約締結後に、契約の相手方が奈良県広域水道企業団暴力団等排除措置要綱別表に規定する排除措置要件に該当するときは、契約を解除するものとする。また、契約を解除した場合には、損害賠償義務が発生する。

第9 その他

この公告に定めのない事項は、関係法令、奈良県広域水道企業団契約規程によるものとする。

別表（入札日程）

φ 600mm配水管改良工事(41-91工区)	
事 項	期 間 等
仕様書の公開	令和 8 年 7 月 30 日 (木) から
質問書の提出期限日	令和 8 年 8 月 7 日 (金)
質問書への回答日	令和 8 年 8 月 17 日 (月)
入札書等の電子入札システム受付期間	令和 8 年 8 月 31 日 (月) から 令和 8 年 9 月 2 日 (水) まで
開札の日時	令和 8 年 9 月 3 日 (木) 午前 10 時
事後審査書類の提出期限日	令和 8 年 9 月 4 日 (金)

上記の期間・期限日は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とする。